

岩国市感染症対策医療材料備蓄事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、様々な感染症の流行期に医療材料の不足により医療提供体制が弱体化することのないよう、あらかじめ必要な医療材料を備蓄し、流行期においても良質な医療を提供することができる体制を維持するため、岩国市感染症対策医療材料備蓄事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市において医療材料を備蓄すること。
- (2) 市内に所在する医療機関（以下「医療機関」という。）に対し、必要に応じて備蓄する医療材料（以下「備蓄品」という。）を配布すること。

(備蓄品)

第3条 市長は、別に定めるところにより備蓄品の種類、数量等を決定し、購入する。

- 2 備蓄品は、別に定める本市の施設（以下「備蓄場所」という。）に備蓄する。
- 3 備蓄品の配布は、備蓄場所において行う。

(申請及び決定)

第4条 備蓄品の配布を受けようとする医療機関が市長に提出する書類は、備蓄品配布申請書（様式第1号）とする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、備蓄品配布決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、備蓄品の配布の決定を受けた医療機関（以下「配布決定医療機関」という。）が配布を受けた備蓄品（以下「配布備蓄品」という。）の全部又は一部を目的以外に処分し、転売し、又はその他の不正行為があったと認められるときは、配布備蓄品と同種、同等及び同数の医療材料の返還を配布決定医療機関に求めることができる。

(在庫の管理)

第5条 配布決定医療機関が配布備蓄品の管理のために使用する書類は、備蓄品在庫管理票（様式第3号）とする。

2 配布決定医療機関が次の各号のいずれかに該当するときに市長に提出する書類は、備蓄品在庫管理票の写し及び備蓄品使用報告書（様式第4号）とする。

- (1) 配布備蓄品の全てを使用したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

3 市長は、配布決定医療機関に対し、年1回配布備蓄品の在庫確認を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。